

## 若手研究者の大会懇親会招待に関する申し合わせ

### (目的)

(1) 若手研究者が社会政策学会において会員間の活発な交流や情報交換を行うことができるように、大会実行委員会は、大会で発表した若手研究者を当該大会の懇親会に無料で招待する。

### (対象者の範囲)

(2) 招待の対象者の範囲は、「大会若手研究者優秀賞表彰規程」による若手研究者のうち、「会費の割引に関する申し合わせ」による会費割引の適用を受ける者とする。但し、大会のテーマ別分科会あるいは自由論題において共同研究の成果を発表する場合は筆頭著者に限る。

### (招待の時期と返答)

(3) 大会のテーマ別分科会あるいは自由論題での報告の採択決定時に、大会企画委員会は対象者に対して、懇親会の招待について通知するとともに、懇親会参加有無の返答を求める。

2023年2月17日 幹事会了解